

令和8年4月22日
学校健康推進課

議会の委任による専決処分報告
(学校給食用物資の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和8年2月24日開催の文教常任委員会において、区立学校における会計事故の発生についてとして報告した事案について、相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 事故内容

区立学校において購入した学校給食用物資の代金支払いにあたり、当該校の事務職員が請求日を実際の日付とは異なる日付に改ざんしたうえで処理していた。

相手方に正しい請求日を確認し、当該日付に基づき再計算したところ、支払遅延により遅延損害金が発生していることが判明した。

(2) 相手方

①埼玉県さいたま市見沼区卸町一丁目37番地

丸宮食品株式会社

②東京都世田谷区代沢四丁目44番2号下北沢ビル

株式会社風水プロジェクト

3 相手方への損害賠償額

①丸宮食品株式会社への損害賠償額 100円

②株式会社風水プロジェクトへの損害賠償額 200円

4 専決処分日 令和8年4月14日